

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

- ・妊婦認定時に5万円
- ・妊娠していた子どもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出すことができます。

○申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話いただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。
※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

【お問合せ先】

琴浦町 子育て応援課

こども家庭センター すくすく

電話：0858-27-1333

琴浦町からのお知らせ

妊婦支援給付金の受給をご希望
の方は、下記お問合せ先までご
連絡ください。

*申請に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート等
公的身分証明書）

番号確認書類（マイナンバーカード裏面、住民票（個人番号の記載
があるもの）、住民票記載事項証明書）

振込先口座の金融機関名、支店名、
口座番号、口座名義人が確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）
またはその写し

妊婦未届の方は、町が指定する
「妊婦給付認定用診断書」

診断書の用紙は町ホームページからダウンロード又は町より郵送しますので、医療
機関で記入を受けてください。（有料となります。発行まで数日間かかる場合があります。
医療機関にご確認ください。）